

令和8年度山形県林業・木材産業効率化対策支援事業実施基準

第1 一般的基準

- 1 補助事業は、1箇所又は1施設の個々の事業について単年度に完了することを原則とする。
- 2 補助事業は、県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該計画地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- 3 補助事業の対象事業費は、1事業実施主体当り下限30万円とする。
- 4 補助事業は、新築、新設又は新品による事業のほか、既設施設及び資材の有効利用等からみて、地域又は事業の実情に即して必要があると認めた場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古材の利用に係る事業を補助対象とすることができるものとする。
- 5 補助の対象とする設備は、原則として耐用年数が3年以上のものとするほか、取得した財産について、補助金交付決定の条件の4の(2)の事業後の管理期間を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間とする。
- 6 次に掲げるものは、補助対象としない。
 - (1) 目的外使用の可能性が大きいもの又は、事業効果の少ないもの。
 - (2) 他の助成によって実施中の事業(他の事業に該当しない施設等は可)
 - (3) 用地の買収若しくは賃借に要する費用または補償費
- 7 事業実施主体は、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ適切な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第2 事業区分別基準

事業区分	採択基準	対象設備等	目標指標、指標の定義	留意事項
1 高効率化設備等の導入	<p>①～③の条件をすべて満たすこと。</p> <p>①事業計画書における目標値が、事業が完了した翌年度から起算して5年以内に10%以上増加する計画となっていること。</p> <p>②事業計画書におけるエネルギー使用量が、事業が完了した翌年度から起算して5年以内に15%以上縮減する計画となっていること。</p> <p>③令和9年2月28日までに納品が可能な設備等であること。</p>	<p>林業機械アタッチメント(付属機器を含む)、林業機械用ベースマシン、フォークリフト、製品等搬送装置、その他知事が認めるもの</p>	<p>事業内容に応じ、次のいずれか一つを選択すること。</p> <p>①生産量(生産拡大) 事業の対象となる林産物の年間生産量</p> <p>②利用量(流通拡大) 事業の対象となる林産物の年間利用量</p> <p>③労働生産性(生産工程改善) 年間生産量を従業員1人あたりの年間稼働日数で除した値。</p>	<p>①新規導入及び更新については次のとおりとする。</p> <p>ア 新規導入は、新品等の設備等を新たに取得すること。</p> <p>イ 更新は、既存設備等を処分して新品等に入れ替えること。ただし、補助対象経費は処分価格を控除した額とする。また、取壊しに係る経費は補助対象外とする。</p> <p>②リース及びレンタルは補助対象外とする。</p> <p>③中古品の導入は可とする。ただし、その用に供した時以後の使用可能期間の年数が把握できる等、業者等により適切に整備されていると認められるものに限る。</p>
2 設備等の高効率化修繕・改修		<p>既存の林業機械、木材加工流通施設、特用林産物関連設備</p>	<p>※事業の対象となる林産物が「木材」の場合は、地域材を対象とする。</p>	<p>①修繕及び改修については次のとおりとする。</p> <p>ア 修繕は、経年や外的要因によって劣化した設備等を導入当初の状態までに回復させること。</p> <p>イ 改修は、既存設備等に新しい機能を付け加える(グレードアップすること)。</p> <p>②リース及びレンタルは補助対象外とする。</p> <p>③中古品の導入は可とする。ただし、その用に供した時以後の使用可能期間の年数が把握できる等、業者等により適切に整備されていると認められるものに限る。</p>